

「外務員の登録等に関する規則」に関する細則の一部改正について（案）

2022年2月16日

（下線部分変更）

改正案	現行
<p>第1条、第2条（略） （登録申請等の手続き）</p> <p>第3条 規則第9条第1項に規定する<u>登録申請及び同第13条第1項に規定する登録事項の変更等届出（以下、登録申請等という。）を行う者は、会員代表者又は会員の暗号資産関連デリバティブ取引業務の内部管理を担当する役員又は同業務を統括する者（以下「内部管理担当役員等」という。）とする。</u></p> <p>2 <u>本協会に「会員届」により、会員代表者の代理人を届け出た場合には、代理人に登録申請等を行わせることができる。</u></p> <p>3 <u>登録申請は別紙様式1で、登録事項の変更等届け出は別紙様式2乃至4の様式で行うものとする。</u></p> <p>4 <u>第3項に規定する登録申請等及びその添付書類の提出は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により行うことができる。ただし、本協会から登録申請等又はその添付書類の提出を書面にて行うよう求められたときは、遅滞なく、当該書面の原本を提出しなければならない。</u></p> <p>5 <u>規則第9条第2項に規定する登録を受けようとする外務員に係る履歴書は、当該外務員の氏名、生年月</u></p>	<p>第1条、第2条（略） （登録申請等の手続き）</p> <p>第3条 規則第9条第1項に規定する<u>登録申請書の申請者は、会員代表者又は会員の暗号資産関連デリバティブ取引業務の内部管理を担当する役員又は同業務を統括する者（以下「内部管理担当役員等」という。）とする。</u></p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

<p><u>日、職歴を記載した書面とする。</u></p> <p>6 <u>規則第 9 条第 2 項に規定する細則で定める書類は、登録申請に係る外務員が法第 64 条の 2 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを登録申請を行った会員及び当該外務員が誓約し、また当該外務員に外務員の職務を行わせることが適当であることを登録申請を行った会員が誓約する書面（別紙様式 5）とする。</u></p> <p>7 <u>前項に規定する誓約書面について、別紙様式 5 による記載が困難であるときは、別紙様式 5 の 2 と別紙様式 5 の 3 又は別紙様式 5 の 2 と別紙様式 5 の 4 を組み合わせて作成することができる。</u></p> <p>8 <u>この細則に定めるもののほか登録申請等に必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p>第 4 条 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p>
<p>(削 除)</p>	<p>(登録申請書等の様式)</p> <p>第5条 <u>規則第20条に規定する登録申請書その他の様式は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p>(1)<u>外務員登録申請書別紙様式1</u></p> <p>(2)<u>外務員登録事項変更届出書別紙様式2</u></p> <p>(3)<u>登録外務員の欠格事項該当届出書別紙様式3</u></p> <p>(4)<u>登録外務員の職務廃止届出書別紙様式4</u></p> <p>(5)<u>登録申請に係る外務員が法第64条の2第1項各号のいずれにも該当しない者であることを当該外務員及び登録申請を行った会員が誓約する書面(規則第7条第2項に規定す</u></p>

<p>(削 除)</p>	<p>る細則で定める書類)別紙様式5</p> <p>2 <u>第1項第1号、第2号及び第4号に定める外務員登録申請書その他の様式につき、所要の記載事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により作成することができる。</u></p>
<p>(削 除)</p>	<p>3 <u>第1項第5号に定める誓約する書面について、別紙様式5による記載が困難であるときは、別紙様式5の2と別紙様式5の3又は別紙様式5の2と別紙様式5の4を組み合わせて作成することができる。</u></p>
<p>(削 除)</p>	<p>4 <u>登録を受けようとする外務員に係る履歴書は、当該外務員の氏名、生年月日、職歴を記載した書面とする。ただし、書面の作成が困難であるときは、所要の記載事項について電磁的方法により作成することができる。</u></p>
<p>(資格更新研修の特例)</p> <p><u>第5条</u> 規則第21条第1項又は第2項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1)規則第21条第1項又は第2項に定める期間(以下「受講義務期間」という。)の初日前2年以内に本協会が実施する外務員資格試験若しくは内部管理責任者資格試験に合格した者、又は外務員資格更新研修を修了した者</p> <p>(2)受講義務期間内に本協会が実施する外務員資格試験又は内部管理責</p>	<p>(資格更新研修の特例)</p> <p><u>第6条</u> 規則第21条第1項又は第2項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1)規則第21条第1項又は第2項に定める期間(以下「受講義務期間」という。)の初日前2年以内に本協会が実施する外務員資格試験若しくは内部管理責任者資格試験に合格した者、又は外務員資格更新研修を修了した者</p> <p>(2)受講義務期間内に本協会が実施する外務員資格試験又は内部管理責</p>

<p>任者資格試験に合格した者 (3)やむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると本協会が認めた者(なお、本協会が認めるにあたっては、一定の条件を付することがある。)</p> <p style="text-align: right;">(A4)</p> <p>別紙様式 5</p> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(外務員) <u>氏 名 印</u> <u>生年月日</u></p> <p style="text-align: center;">(登録申請者) <u>商 号</u> <u>代表者氏名 印</u></p> <p>上記外務員_____は、下記に該当しないことを誓約します。また登録申請者は、上記外務員_____に外務行為を行わせることが適当であることを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 金融商品取引法(以下「法」という。)第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者</p> <p>2. 法第64条の5第1項(同法第66条の25及び金融サービスの提供に関する法律(以下「金サ法」という。)第77条におい</p>	<p>任者資格試験に合格した者 (3)やむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると本協会が認めた者(なお、本協会が認めるにあたっては、一定の条件を付することがある。)</p> <p style="text-align: right;">(A4)</p> <p>別紙様式5</p> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(外務員) <u>氏 名 印</u> <u>生年月日</u></p> <p style="text-align: center;">(登録申請者) <u>商 号</u> <u>代表者氏名 印</u></p> <p>外務員_____が下記に該当しないことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 金融商品取引法(以下「法」という。)第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者</p> <p>2. 法第64条の5第1項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者</p>
---	---

<p>て準用する場合を含む。)の規定により外務員(法第66条の25において準用する法第64条第1項に規定する外務員及び金サ法第75条第1項に規定する外務員を含む。以下同じ。)の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者</p> <p>3. <u>登録申請者以外の金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者に所属する外務員として現に登録されている者</u></p> <p>4. <u>法第66条の登録を受けている者又は金サ法第12条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。)を受けている者</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(A4)</p> <p>別紙様式5の2</p> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(登録申請者) 商号 _____ 代表者氏名 _____ 印</p> <p>別添に記載した外務員(合計 _____ 名)は、<u>本人が外務行為を行わせることが適当であること及び下記に該当しないことを誓約します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 金融商品取引法(以下「法」という。)第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者</p>	<p>3. 金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者に所属する外務員として現に登録されている者</p> <p>4. 法第66条の規定により登録されている者</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(A4)</p> <p>別紙様式5の2</p> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(登録申請者) 商 号 _____ 代表者氏名 _____ 印</p> <p>別添に記載した外務員(合計 _____ 名)が下記に該当しないことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 金融商品取引法(以下「法」という。)第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者</p>
--	--

2. 法第 64 条の 5 第 1 項 (同法第 66 条の 25 及び金融サービスの提供に関する法律 (以下「金サ法」という。) 第 77 条において準用する場合を含む。) の規定により外務員 (法第 66 条の 25 において準用する法第 64 条第 1 項に規定する外務員及び金サ法第 75 条第 1 項に規定する外務員を含む。以下同じ。) の登録を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者

3. 登録申請者以外の金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者に所属する外務員として現に登録されている者

4. 法第 66 条の登録を受けている者又は金サ法第 12 条の登録 (有価証券等仲介業務の種類別に係るものに限る。) を受けている者

以上

No,	氏 名	生年月日
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

2. 法第64条の5第1項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

3. 金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者に所属する外務員として現に登録されている者

4. 法第66条の規定により登録されている者

以上

No,	氏 名	生年月日
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

(注) 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面(No.21以降の番号を付したものに追加記載して、その書面を添付すること。

なお、各書面に記載する外務員の数は問わない。

(A4)

別紙様式5の3

誓約書

年 月 日

(外務員) 氏 名 印
生年月日

私は、下記に該当しないことを誓約します。

記

11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

(注) 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面(No.21以降の番号を付したものに追加記載して、その書面を添付すること。

なお、各書面に記載する外務員の数は問わない。

(A4)

別紙様式5の3

誓約書

年 月 日

(外務員) 氏 名 印
生年月日

私は、下記に該当しないことを誓約します。

記

<p>1. 金融商品取引法(以下「法」という。)第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者</p> <p>2. 法第64条の5第1項(同法第66条の25及び金融サービスの提供に関する法律(以下「金サ法」という。)第77条において準用する場合を含む。)の規定により外務員(法第66条の25において準用する法第64条第1項に規定する外務員及び金サ法第75条第1項に規定する外務員を含む。以下同じ。)の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者</p> <p>3. 登録申請者以外の金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者に所属する外務員として現に登録されている者</p> <p>4. 法第66条の登録を受けている者又は金サ法第12条の登録(有価証券等仲介業務の種類に係るものに限る。)を受けている者</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(A4)</p> <p>別紙様式5の4</p> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>下の表に列挙した外務員は、当該外務員が下記に該当しないことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 金融商品取引法(以下「法」という。)第</p>	<p>1. 金融商品取引法(以下「法」という。)第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者</p> <p>2. 法第64条の5第1項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者</p> <p>3. 金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者に所属する外務員として現に登録されている者</p> <p>4. 法第66条の規定により登録されている者</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(A4)</p> <p>別紙様式5の4</p> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>下の表に列挙した外務員は、当該外務員が下記に該当しないことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 金融商品取引法(以下「法」という。)第</p>
---	--

29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者

2. 法第64条の5第1項(同法第66条の25及び金融サービスの提供に関する法律(以下「金サ法」という。)第77条において準用する場合を含む。)の規定により外務員(法第66条の25において準用する法第64条第1項に規定する外務員及び金サ法第75条第1項に規定する外務員を含む。以下同じ。)の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者

3. 登録申請者以外の金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者に所属する外務員として現に登録されている者

4. 法第66条の登録を受けている者又は金サ法第12条の登録(有価証券等仲介業務の種類に係るものに限る。)を受けている者

No.	氏名	生年月日	印
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(注) 記載しきれないときは、この様式の

29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者

2. 法第64条の5第1項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者

3. 金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者に所属する外務員として現に登録されている者

4. 法第66条の規定により登録されている者

No.	氏名	生年月日	印
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(注) 記載しきれないときは、この様式の

<p>例により作成した書面(No.11以降の番号を付したものに追加記載して、その書面を添付すること。</p> <p>なお、各書面に記載する外務員の数は問わない。</p>	<p>例により作成した書面(No.11以降の番号を付したものに追加記載して、その書面を添付すること。</p> <p>なお、各書面に記載する外務員の数は問わない。</p>
--	--